

令和2年度6月補正予算の概要

～緊急対応策 第2弾～

予算総額:5億5,850万円(休止等の減額分を除く)

★は市独自事業

1. 感染防止

- ★ 第2波に備えたマスク等の整備と避難所の3密対策の実施 (2,000 万円) P1
- ★ 救急活動における感染予防機器や資材等の備蓄整備 (1,200 万円) P2
- ★ 保健センターやアルゴ、アクト等の公共施設の感染予防対策の強化(250 万円) P3・4
- ★ 寄附の善意を未来に繋ぐ『おの新型コロナウイルス対策基金』を新設 (1,100 万円)P5
- 保育所等への感染症防止対策費(マスク・消毒液等)の補助 (570 万円) P6
- 乳幼児健診の個別健診対応 (30 万円) P7

2. 生活支援

- ★ 離職を余儀なくされた市民(内定取消者含)に最大10万円を支給 (2,010 万円) P8
- ★ 「低所得者(就学援助)世帯」に児童生徒1人あたり3万円を支給 (1,800 万円) P9
- 低所得のひとり親世帯に一時金として特別給付金を5万円支給 (5,000 万円) P10

3. 事業者支援

- ★ 売上が減少(20～50%)した中小企業『20 万円』や個人事業者『10 万円』へ給付金を支給 (1 億 2,500 万円) p11
- ★ 飲食店支援と生産者支援を兼ねた「日本酒おの恋」の普及促進 (690 万円) P12・13
- ★ 観光協会が行う市内飲食店支援事業(PR事業等)を補助 (100 万円) P14

4. 教育支援

- ★ 夏休み期間における市内小中特支学校の「給食費臨時無料化」等 (2,270 万円) P15・16
- 「GIGA スクール構想」の実現と通信環境の早期整備 (2 億 6,330 万円) P17

防災資機材整備事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生資材（マスク、感染予防衣、手袋、消毒液等）の補充、備蓄を行います。

さらに、自然災害発生時の避難所における２次被害を防止するため、学校等の指定避難所などに、パーテーションや体温計等を整備します。

2. 備蓄、整備する物資の内容

マスク	20 万枚	感染予防衣	1,200 着
手袋	12,000 双	消毒液	240 本
非接触型体温計	120 本	段ボールベッド	120 台
ワンタッチパーテーション	125 台	フェイスシールド	600 枚

3. 資機材を整備する避難所

指定避難所	25 箇所
地域避難所（公民館等）	86 箇所
福祉避難所	3 箇所

4. 総事業費

2, 0 0 0 万円

【お問い合わせ先】

市民安全部防災グループ 0794-63-3387(直通)

救急活動等における感染防止対策

1. 事業概要

救急活動における感染防止対策として、感染防止資材を購入します。

2. 整備内容

消耗品 サージカルマスク、N95 マスク、感染防止衣、非接触体温計等
備 品 オゾン水発生装置、ポータブルアイソレーター

- オゾン水発生装置から生成されるオゾン水は、高い殺菌力でほとんどの細菌またはウイルスを死滅させることができます。オゾン水発生装置は持ち運びが可能で、現場の除染作業や汚染した資器材の洗浄、さらにオゾン水に含まれるオゾンは分解されて人体に無害な酸素になるため、手洗いやうがいにも効果的かつ安全に使用することができます。
- ポータブルアイソレーターは、組み立て式の患者搬送用のカプセルで、カプセル内は常に陰圧に維持されているため、患者から排出される細菌やウイルスの拡散を防止するとともに、ポータブルアイソレーターからの排出空気はフィルターにより細菌やウイルスは不活化され同乗者や救急隊員の感染を防ぐ効果があります。

3. 総事業費

1, 200万円

【お問い合わせ先】

消防本部総務課 0794-63-4633(直通)

健診等における感染防止対策

1. 事業概要

市が実施する町ぐるみ総合健診やがん検診、乳幼児健診等の集団検診における感染予防対策として、サージカルマスクやフェイスシールド、手指消毒用エタノール、除菌用オゾン発生器等の感染症予防物品を購入します。

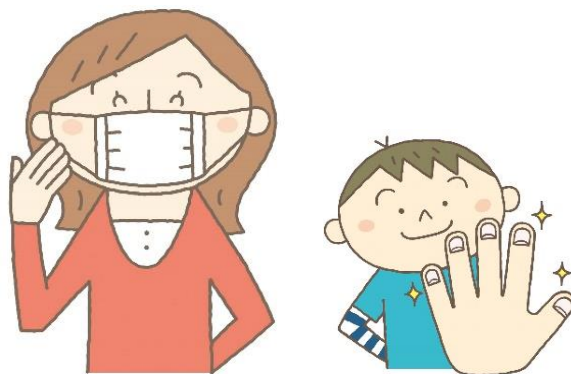
2. 購入予定物品

- | | |
|-------------|------------|
| ・手指消毒用エタノール | ・フェイスシールド |
| ・サージカルマスク | ・長袖ガウン |
| ・ゴム手袋 | |
| ・アクリルシート 他 | |
| ・非接触性体温計 | ・除菌用オゾン発生器 |



3. 総事業費

180万円



【お問い合わせ先】

市民福祉部健康増進課

0794-63-3977(直通)

体育施設における 感染拡大防止対策支援

1. 事業概要

体育施設の感染防止対策として、感染防止用の物品を購入し、公共空間での感染機会を削減するとともに、快適な体育施設の維持を図ります。

2. 対象施設

総合体育館、匠台公園体育館、
河合運動広場、小野希望の丘陸上競技場 等

3. 購入物品

自動手指消毒器、工業用・小型サーキュレーター、除菌液、
ハンドソープ、網戸

4. 総事業費

70万円

【お問い合わせ先】

教育部スポーツ振興課 0794-63-2591(直通)

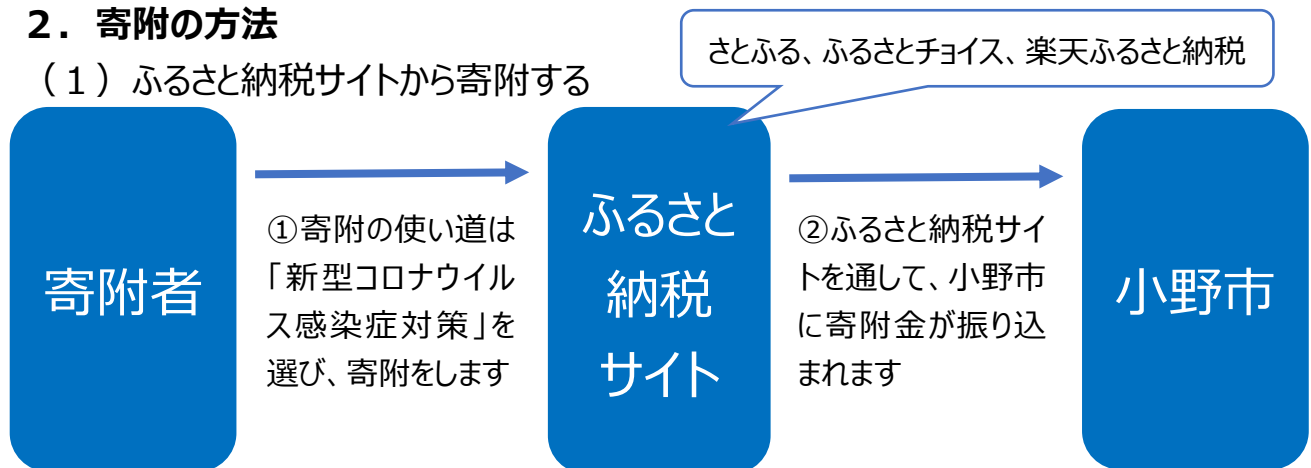
おの新型コロナウイルス対策基金

1. 概要

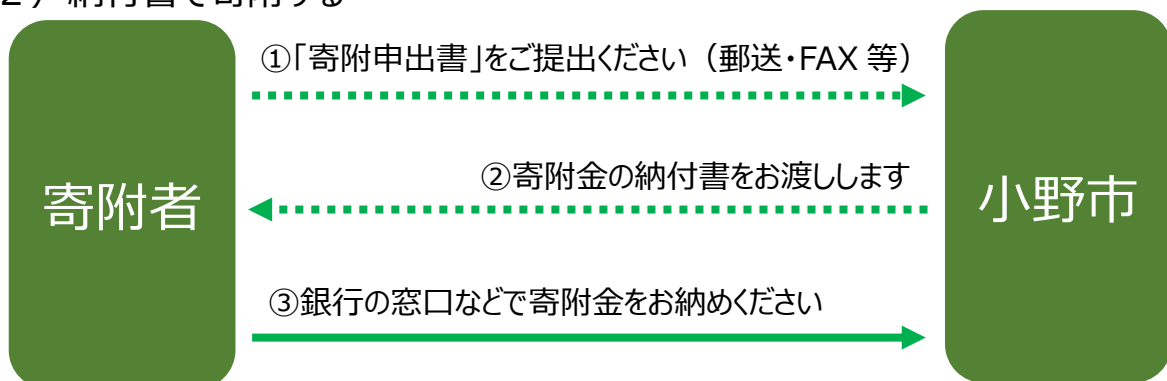
新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、「おの新型コロナウイルス対策基金」を設置し、寄附を募ります。寄附金は感染拡大の防止や地域医療体制の整備、市民生活の支援及び地域経済の回復に関する事業に活用します。

2. 寄附の方法

(1) ふるさと納税サイトから寄附する



(2) 納付書で寄附する



3. 受付開始

令和2年5月26日（火）から

※ふるさと納税による寄附は、サイトの更新状況などにより、受付開始日が前後することがあります。

【お問い合わせ先】

ふるさと納税サイトからの寄附：地域振興部観光交流推進課 0794-63-1924（直通）

納付書による寄附：総務部財政課 0794-63-1014（直通）

保育所安全対策事業

1. 事業概要

保育所等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市内の保育所等にマスク、消毒液、感染防止用の備品等購入費用の補助を行います。

※ 1 施設当たり 500,000 円限度

(保育所等における緊急対応策として、令和元年度に実施した金額を含む)

2. 対象施設

市内の保育所、幼保連携型認定こども園

3. 総事業費

570万円



【お問い合わせ先】

市民福祉部子育て支援課 0794-63-1645(直通)

乳幼児健康診査個別健診実施事業

1. 事業概要

乳幼児健康診査について、新型コロナウイルスの感染防止に向け、状況に応じて医療機関で個別健診を受けることができる体制を整備します。

2. 対象健診及び実施医療機関

- ・4か月児健診 …小児科医療機関
- ・1歳6か月児健診、3歳児健診…小児科医療機関、歯科医療機関
(小児科・歯科の2科受診する必要があります。)

3. 対象者

令和2年6月～令和3年3月の間に乳幼児健診の対象となる乳幼児

4. 総事業費

30万円



【お問い合わせ先】

市民福祉部健康増進課 0794-63-3977(直通)

離職者等生活支援給付金給付事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3か月以上雇用されていた方が離職、または令和2年度の就職内定を取り消された方に、生活支援給付金を支給する。

2. 給付金額

上限：10万円

- ・離職前の1か月あたりの平均賃金相当額（3か月平均）により算出します。
- ・内定を取り消された方は、初任給をもとに算出します。

3. 対象要件

以下すべての要件を満たす方

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間に離職、または令和2年度の就職内定が取り消され、申請日において再就職の見込みがない。
- 令和2年4月1日から申請日まで引続き小野市に住所を有している。
- 3か月以上、被雇用者として勤務していた。（※内定取り消しの方は不要）
- 生活保護を受給していない。

4. 申請期間

令和2年6月10日（水）～令和2年8月31日（月）まで

5. 必要書類

- ①離職者等生活支援給付金給付申請書兼請求書
- ②振込口座の通帳の写し

離職された方

- 離職日が確認できるもの（雇用保険受給資格者証、離職票、離職証明書などの写し等）
※市が定める様式（離職証明書）でも可能とする。
- 離職前3か月の賃金を確認できる書類（給料明細書等の写し）
※市が定める様式（離職証明書）でも可能とする。

内定を取り消された方

- 令和2年度の就職の内定を取り消されたことを証する書類
- 初任給の金額がわかるもの

6. 申請方法

感染拡大防止のため、原則として郵送。

（〒675-1380 小野市中島町 531 小野市地域振興部産業創造課）

総事業費 2, 0 1 0 万円

【お問い合わせ先】

小野市地域振興部産業創造課 0794-70-7137(直通)

就学援助世帯特別支援金給付事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、手厚い支援が必要となる小・中学校の就学援助認定者の保護者に対し、通常の就学援助費目に加え、教育費用の一部として 30,000 円／人の援助金を支給します。

就学への困難度が増している児童生徒の保護者に経済的支援を行うことにより、児童生徒の学習意欲の向上、学習教育活動の遅れの早期回復につなげます。

2. 給付対象者

市内に居住し、令和 2 年度中に就学援助に認定された小・中学校に在籍する児童生徒の保護者。

3. 給付金額

認定された保護者に対して、30,000 円／人（児童・生徒数）を支給 ※ただし、生活保護受給者、転入者等で既に他の制度を受給している者を除く。

4. 給付時期

令和 2 年 8 月（予定）、その他随時
通常の就学援助費の支給時期に合わせて支給します。

5. 総事業費

1,800 万円

【お問い合わせ先】

教育指導部学校教育課 0794-63-2409(直通)

ひとり親世帯臨時特別給付金事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事や家庭で影響を受けている「ひとり親世帯」（児童扶養手当受給世帯等）に対し給付金を支給し、ひとり親世帯の子育て支援と生活の安定を図る。

2. 支給対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

【上記①②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申出があれば、更に追加支給有】

3. 給付金額

- ・1世帯 5万円
- ・第2子以降1人につき 3万円を加算

＜①②のうち所得大幅減少世帯＞

1世帯 5万円追加

4. 総事業費

5,000万円

【お問い合わせ先】

市民福祉部子育て支援課 0794-63-1645(直通)

中小企業者等持続化支援金給付事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高の減少により事業活動に支障が生じている市内事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者（個人事業主含む）に対し、事業継続のための支援金を給付する。

2. 給付額

中小企業者：20万円 小規模事業者（個人事業主含む）：10万円

※ここでいう「中小企業者」とは、小規模事業者を除く事業者とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

3. 対象事業者

- (ア) 市内に事業所を置く中小企業者若しくは小規模事業者（個人事業主を含む）の方で、令和2年1月1日以前に創業し、事業の継続意思があること。
- (イ) 令和2年4月または5月のいずれかの月の売上額が前年同月比で20%以上50%未満減少していること。

4. 申請期間

令和2年6月10日（水）～令和2年7月31日（金）まで

5. 申請書類

- ①交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③市内における事業実態がわかるもの（確定申告書、開業届の写し等）
- ④令和2年4月または5月の売上高がわかるもの
- ⑤前年の売上高が分かるもの
 - 【法人】確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（両面）の控え
 - 【個人】青色申告の場合
 - ・2019年分の確定申告書B第一表及び第二表の控え
 - ・所得税青色申告決算書（2枚）の控え
 - 白色申告の場合
 - ・2019年分の確定申告書B第一表及び第二表の控え
 - ・月別売上高が確認できる書類（売上台帳等）
 - ※確定申告の義務がない場合は、市県民税申告書の控えの控えでも可能
- ⑥振込口座の通帳の写し
- ⑦本人確認書類（個人事業主の方のみ）

6. 申請方法

感染拡大防止のため、原則として郵送。

送付先：小野商工会議所（〒675-1395 小野市王子町 800-1）

総事業費 1億2,500万円

【お問い合わせ先】 小野商工会議所 0794-63-1161（直通）
小野市産業創造課 0794-70-7137（直通）

日本酒おの恋普及支援事業

1. 事業概要

コロナウイルスの影響により低迷している日本酒の消費を促進し飲食業や酒屋を支援するとともに、山田錦を生産する米農家を応援することを目的として、市内飲食店に小野市特産の日本酒おの恋（総数1,200本）を配布します。



（内訳；生一本純米吟醸（1.8L）1000本、純米大吟醸（720ml）200本）

2. 事業期間

令和2年7月1日～令和3年3月31日

3. 総事業費

500万円

【お問い合わせ先】

地域振興部観光交流推進課 0794-63-1027（直通）

日本酒おの恋販売促進支援事業

1. 事業概要

コロナウイルスの影響により低迷している日本酒の消費を促進し、酒屋等の小売業を支援するとともに、山田錦を生産する米農家を応援することを目的として小野市特産の日本酒おの恋の販売促進事業を展開します。

2. 具体的な内容

○「山田錦消費促進 贈答キャンペーン」の実施

お中元などの時期に販促キャンペーンを行い、指定店舗での購入の際に割引を実施します。

※割引の対象は箱入りで販売するものに
限定します。

また、一般向けだけでなく、商工会議所と連携して企業向けの贈答キャンペーンも合わせて展開します。



○割引額

・生一本純米吟醸（箱入り） 1,000円割引

通常価格（紙箱）2,035円 → 1,035円

・純米大吟醸（箱入り） 2,000円割引

通常価格（紙箱）4,290円 → 2,290円

（桐箱）5,060円 → 3,060円

3. 事業期間

①令和2年7月1日～令和2年8月31日

②令和2年11月1日～令和2年12月31日

4. 総事業費

190万円

【お問い合わせ先】

地域振興部観光交流推進課 0794-63-1027（直通）

市内飲食店支援事業

1. 事業概要

観光協会が実施する市内飲食店支援事業の補助を行います。

2. 具体的な内容

(補助事業の内容：観光協会が実施)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減が著しい飲食店等に対し、テイクアウトに係る新聞折込等の広告宣伝、配達体制の確保等に係る費用を支援します。

また、店舗経営へのコロナウイルスの影響は1年以上に渡ると予想できることから、1年を通して継続的にPR事業を実施し、飲食店舗の経済活動を支援します。

3. 事業期間

令和2年4月9日～令和3年3月31日

4. 総事業費

100万円



新聞折込チラシPR

【お問い合わせ先】

地域振興部観光交流推進課 0794-63-1929（直通）

夏季期間における給食費支援事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市内の小中特支学校は5月末まで臨時休校となっていました。その影響により、夏季休暇期間だった7・8月に授業が行われ、学校給食も併せて提供します。

小野市では、本来であれば夏季休暇であった期間の給食費を無料化し、市内の小中特支学校に通う子育て世帯の生活を支援します。

2. 補助対象

市内の小中特支学校に通う児童生徒の、7月及び8月の夏季休暇期間中の給食費を無料化。

(対象期間：令和2年7月21日～令和2年8月26日)

3. 総事業費

1,920万円



【お問い合わせ先】

小野市立学校給食センター 0794-63-1026(直通)

臨時休校（４、５月）に伴う 給食会計への補助

1. 事業概要

小野市は、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休校期間中も、ご家庭の事情により学校で受け入れをしている児童生徒に対して、学校給食の提供を行いました。この期間中に発生した食材のロス等の費用を負担した給食会計（保護者の方からの学校給食費で運営）に対して、補助を行います。

2. 補助対象経費

４、５月の間に発生した食材の廃棄相当費等

3. 総事業費

３５０万円



【お問い合わせ先】

小野市学校給食センター 0794-63-1026(直通)

～ 児童生徒 1 人 1 台端末・遠隔学習等機材整備 ～

ICT教育推進事業（GIGAスクール）

1. 事業概要

児童生徒に 1 人 1 台端末を整備することで、子供たち一人ひとりに個別最適化された学びと、創造性を育むことができる教育環境の整備を行います。

また、家庭学習用モバイルルーターや授業配信用カメラ等を購入し、新型コロナウイルス感染症対策による休校措置等に対応できるよう機材整備を行います。

2. 整備内容

- ・端末購入予定台数 3,630 台 （総購入予定台数 4,626 台）
- ・障がい者入出力支援装置 一式
- ・家庭学習用モバイルルーター（貸与用） 620 台
- ・授業配信用のカメラ、マイク、三脚 一式

3. 総事業費

約 2 億 6, 3 3 0 万円



【お問い合わせ先】

教育部教育総務課 0794-63-1015(直通)